

市第 136 号議案

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例の制定

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例

（設置及び所掌事務）

第 1 条 横浜市は、都心臨海部の再生に関する基本的な計画の策定に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市整備局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年3月7日から施行する。

提 案 理 由

横浜市の都心臨海部の再生に関する基本的な計画の策定に関する

事項について調査審議する附属機関を設置するため、横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。